くろしの安心情報

情報ファイル NO.31

平成 20 年 1 月 10 日

電話で断ったはずなのに、「皇室記念額」が勝手に送られ、48,000 円の請求書も同封されていました。支払いを催促する電話もあったのですが...。

被害内容

【相談者 80代 女性】

以前に「皇室の写真を送る」と電話があり、断ったつもりでしたが、数日前に皇室

記念額が送付され、挨拶文と請求書が同封されていました。そのまま放置していた

ら「支払いはまだか。」と電話がありました。どうしたらいいでしょうか・・・・?

(県内全域)

対処方法

これは、送りつけ商法(ネガティブオプション)といわれる手口です。請求書が入っている等、もっともらし〈業者から請求されると支払わな〈てはならないような気になります。

- ・このような場合、法律では商品が送られてきた日から一定期間()経過すれば自由に処分できます。ただし、後々の業者からの執拗な請求を避けるため、相談者には「購入契約はしていない。今後の勧誘不要」との文書とともに、着払いで商品を返送するよう助言しました。
- ・ 不要な電話勧誘は、始めにきっぱり断わりましょう。
- ・一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、 消費生活センターにご相談〈ださい。

14 日間(商品の引取りを業者に請求したときは、その日から7日間)



発行:〈らしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター) 「ご相談は…

TEL: 076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融·多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)